

財産形成住宅預金

平成29年6月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 財産形成住宅預金
2. 商品概要	● 住宅の取得資金・増改築及びマンションの修繕等の資金を積み立てる商品です。 ● 財形年金貯蓄と合算で550万円まで非課税となります。
3. 販売対象	● 当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の満5歳未満の従業員の方 ● 1人1契約のみ
4. 預入商品	● 期日指定定期預金（最長預入期間3年・据置期間1年・1年複利） ※ 本商品は、1回の預入毎に期日指定定期預金として受入します。以後に記載する「満期日」は、それぞれの期日指定定期預金の満期日を指します。 ※ 詳しくは、期日指定定期預金の商品概要説明書をご確認ください。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入最低金額 (3) 預入単位 (4) 預入期間	● 給与・賞与からの天引き預入など ● 1,000円 ● 1円単位 ● 5年以上の期間にわたって、毎年1回以上定期的に預入いただきます。
6. 払戻方法	● 持家の新築・購入・増改築目的の場合のみ、払い出しが可能です。 (新築・購入・増改築等の対象には制限があります) ※ 所定の手続が必要となります。 ● 住宅取得後1回の払い戻しまたは、取得前後の2回の払い戻しが可能です。 (払出可能額や払出日には制限があります) ● 住宅目的以外の払い出しの場合、全額払出・解約となり過去5年の遡及課税が行われます。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ● 払い出しの際に元金と共にお支払い致します。 ● 個々の定期預金の満期日における自動継続時に元金に組入れます。 ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ● 財形年金貯蓄と合算で元利金合わせて550万円までは非課税です。 ● 2年以上積立を中断されますと全て課税扱いとなります。 ※ 20% (平成25年1月以降の受取利息より20.315%) の源泉分離課税が適用されます。 ● 住宅目的以外の払い戻しの場合、全額解約となり、過去5年の遡及課税となります。 ※ 20% (平成25年1月以降の受取利息より20.315%) の源泉分離課税が適用されます。 ※ 復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率となります。

(5) 金利情報の 入手方法	● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 中途解約時 の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率 ×40% ③ 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率 ×50% ④ 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率 ×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率 ×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率 ×90%
11. その他 参考となる事項	● お取引の際、「契約の証」を発行いたします。（お通帳は発行いたしません） ● お預け入れ残高を年1回以上書面により通知いたします。 ● 雇用・能力開発機構等による財形融資制度をご利用になれます。（別途、審査がございます）
12. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。